

はじめに

2018年12月25日、法務省は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。これは日本に在留する外国人が近年、増加し続けていることを背景に、日本での就労や留学をはじめとして、日本国内で生活する外国人の受入れのための環境を整備し、外国人も日本社会で円滑に生活できるようにすることを目的としたものです。2019年4月1日からは改正された入管法（出入国管理及び難民認定法）も施行され、「特定技能」といった新たな在留資格も創設されました。

日本で生活を営む外国人（特に中長期の生活を営もうとする場合）にとっては、日本人と同じように、家賃や公共料金の支払い、就労先からの給料の受取りなど、様々なイベントにおいて金融取引が重要な役割を果たすこととなります。このような重要性を踏まえると、金融機関としても、外国人のお客様に対し、日本人のお客様と同じような金融サービスを提供することが社会的、国際的に期待されるでしょう。一方で、外国人のお客様にサービスを提供するにあたっては、母国の文化や言語の違い、本国への帰国といったように、日本人とは異なる側面があり得る点にも配慮しなければいけません。

本書では、外国人を取り巻く環境にも触れながら、外国人のお客様と金融取引を行う場合の基本的な考え方や注意すべき点を記述するものです。本書が円滑かつ適切な取引のための一助となれば、編著者として大変幸いに存じます。

2020年3月

稲葉総合法律事務所